

2. 子どもの体力向上と体育・スポーツ活動の充実

幼児期からの運動遊びに親しむ習慣づくりとともに、児童生徒の体力向上と、豊かなスポーツライフ、競技スポーツの基礎づくりを推進します。

【数値目標等】

★全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合

平成26年度 88.9% ⇒ 平成32年度 90.0%以上

(1) 幼児期における運動・スポーツ活動の推進

【現状と課題】

少子化等の進展により、子どもにとって遊ぶ空間（場所）、遊ぶ仲間、遊ぶ時間、いわゆる「三間」が減少し、体を動かす機会が少なくなっている反面、体育教室やスイミングスクールなどのスポーツ施設等で早い段階から体を動かす機会を得ている子どももあり、二極化が進んでいると言えます。このような現状を踏まえ、幼稚園や保育所、認定こども園においては、外部講師を招へいして体育教室を月に数回実施し、体を動かす機会をつくっているところもあり、更なる様々な取組が求められます。

子どもの身体の健全な発育にとって、運動は不可欠であるとともに、子どもの体力は、学習意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、また、将来的には生活習慣病など健康に影響を及ぼすことも懸念されます。したがって、家庭や園生活などを通じ、身近な人とのふれあい遊びを経験し、幼児期から体を使って遊ぶ楽しさを味わい、運動遊びに興味・関心を高め、日常的に親しませることが重要です。

【施策の方向】

幼児期から運動遊びに親しむ習慣づくりを目指します。

①幼稚園・保育所・認定こども園での取組の促進

○幼稚園や保育所、認定こども園における子どもの全身を十分に動かす遊びの推進のため、文部科学省から示された幼児期運動指針を生かした運動遊びを促進するための普及啓発に積極的に取り組みます。

※文部科学省が平成24年3月に策定した幼児期運動指針によると、幼児期における運動の意義として、①体力・運動能力の向上、②健康的な体の育成、③意欲的な心の育成、④社会適応力の発達、⑤認知的能力の発達を挙げています。

＜幼児期運動指針のポイント＞

(ポイント1) 多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れる

(ポイント2) 楽しく体を動かす時間を確保する

(ポイント3) 発達の特性に合った遊びを提供する

幼稚園教諭、保育所保育士、認定こども園保育教諭を対象とした研修会を開催し、教諭等の資質の向上を図るなど、幼児期から体を使って遊ぶ楽しさを味わい、運動遊びに親しむ環境づくりに取り組みます。

②家庭や地域での取組の促進

○保護者が幼児期の親子でのふれあい遊びに対する理解を深め、家庭や地域において親子で一緒に公園等で遊んだり、イベント等へ参加したりするような機運を高めるための啓発に取り組みます。

また、幼稚園や保育所等が総合型クラブと連携し、幼児期から運動遊びに親しむことのできる機会の充実に向けて啓発に取り組みます。



子どもの体力向上指導者養成研修会

(2)「生きる力」の育成を図る体育学習の展開

※「生きる力」とは
「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」のバランスのとれた力です。

【現状と課題】

平成20年の学習指導要領改訂において、「体育科・保健体育科」では生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達段階を考慮し、指導内容を整理した体系化が図られています。その結果、子ども達が、「運動をする、観る、支える」人として育ち、生涯にわたって運動に関わって豊かなスポーツライフを営むことができるようになることをねらいとしています。

小学校においては、教科担任制ではなく学級担任制のため、ほとんどの教員が全教科を指導しており、教員が体育の授業に不安を抱えたり、専門性を重視した指導が十分に実施されていない状況も見られます。

※平成24年度小学校体育指導に関する状況調査の結果は、学習指導要領に沿った体育科の指導に関する意識について、「やや不安がある。不安がある」と回答した教員が4割を超えている。

中学校においては、武道・ダンスを含めた全ての領域が必修化されたことに伴い、安全で円滑な指導を充実させるための取組が求められます。

高等学校においては、将来にわたって継続的なスポーツライフを営むことができるようにする指導の充実が求められています。また、中学校及び高等学校においては、オリンピック等の国際競技大会の国際親善や世界平和における大きな役割等のスポーツの意義等について理解させることが求められます。

本県の目指す体育の授業は、「わかって、できて、楽しい授業」であり、「運動のやり方やコツがわかった。」「運動ができるようになった。」「体育が楽しい」という児童生徒の増加を目指すことが求められます。

※平成26年度の状況(人数の割合、小学校5年、中学校2年を対象)

「運動のやり方やコツがわかった。」・・・ 88.9%

「運動ができるようになった。」・・・ 90.3%

「体育が楽しい。」・・・ 90.9%

【施策の方向】

「わかって、できて、楽しい授業」を目指し、「生きる力」の育成を図ります。

①教科体育指導の充実

- 各種研修会、講習会、研究指定校による研究発表の充実により、学習指導要領の趣旨に沿った「生きる力」の育成を図る体育学習の一層の充実に取り組みます。
- 児童生徒の模範になる実技を視覚的に示すための体育・保健体育の授業のためのDVDの提供や、電子黒板やタブレットを活用した授業を推進するとともに、活用方法の情報提供などに取り組みます。
- 保健体育の教員免許を持った教員志望者やスポーツ専門員等を派遣し、その専門性を生かして、体育的活動の立案、小学校体育活動コーディネーターや小学校体育活動巡回指導員など、教員をサポートする指導体制の充実を図るとともに、保護者を含めた学校・学級ボランティアの有効的な活用に取り組みます。

②教科体育指導者の資質の向上

- 児童生徒の実態に合わせ、個に応じた指導の充実を図るため、教員の指導力向上のための研修会の充実が必要です。また、運動の領域に応じた指導力向上セミナーを開催し、体育の授業に不安をもつ教員の参加の促進に取り組みます。
- 中学校においては学習指導要領改訂により武道とダンスを含めて、全ての領域が必修化されたことを受け、それぞれの運動が持つ特有の楽しさを体感し、学習内容の習得が十分に行われるよう実技研修会を継続的に実施します。



(3)児童生徒の体力の向上

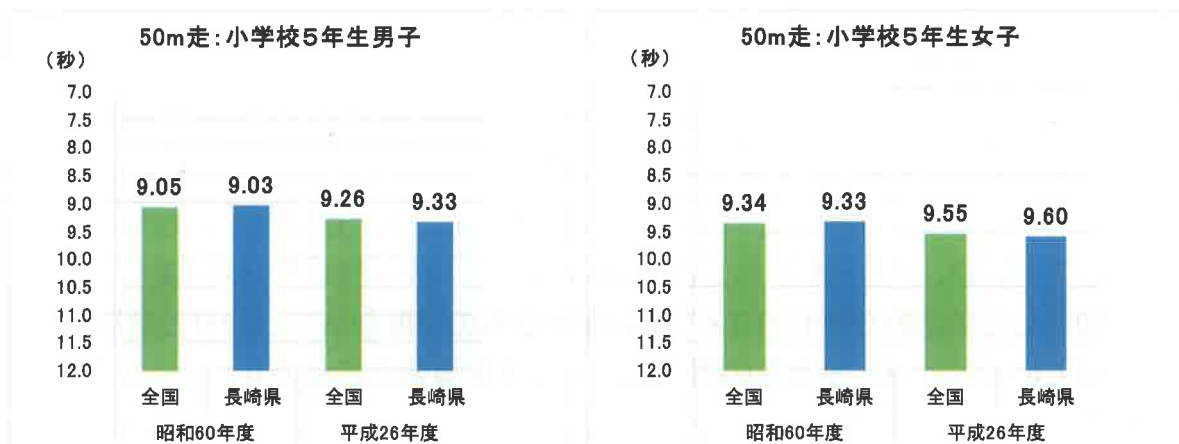
【現状と課題】

体力は、人間が発育、成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものであり、「人間力」の重要な要素です。また、人間が知性を磨き、知力を働かせて活動していく源であるとともに、生活を営む上での気力の源でもあり、体力・気力・学力の考えのもとに、それぞれが一体となって人間としての活動が行われます。体力を子どもの時期からしっかりと身に付けていくことは、子どもの将来にとって大変重要なことです。

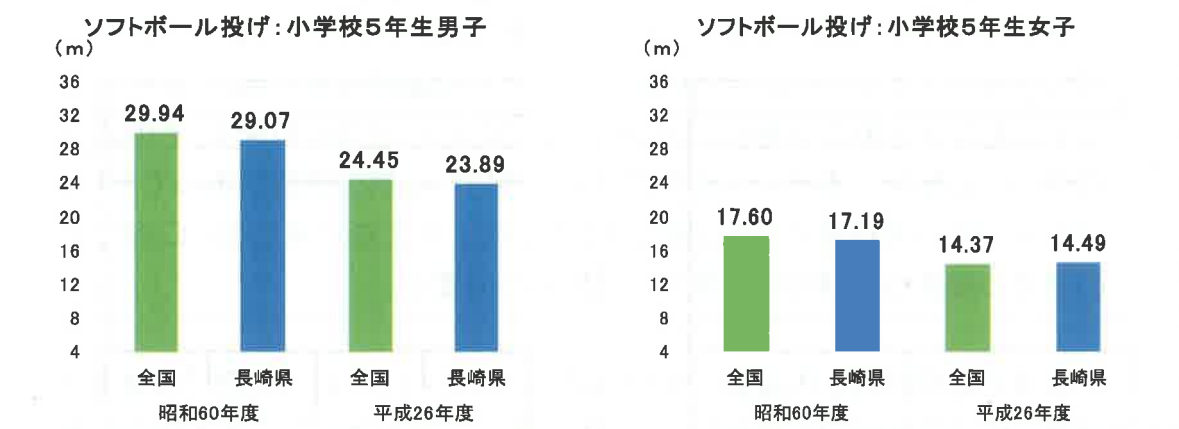
全国体力調査を種目別にみると、本県の児童生徒は、持久力や敏捷性は優れていますが、柔軟性などに課題が見られます。また、昭和60年度とは明らかに劣っており、全国と同様、運動に親しむ子どもとそうでない子どもの二極化現象が見られます。その原因として、外遊びやスポーツの重要性を軽視する意識、都市化・生活の利便化等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の子どもの生活習慣の乱れなど様々な要因が絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少していることが考えられます。そのような中、ここ数年、本県の子どもの体力は横ばい状態の傾向を示しており、少しずつではありますが、各学校等において、子どもの体力向上に向けての意識の高まりや取組の成果が見え始めています。

家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康で安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことが求められます。

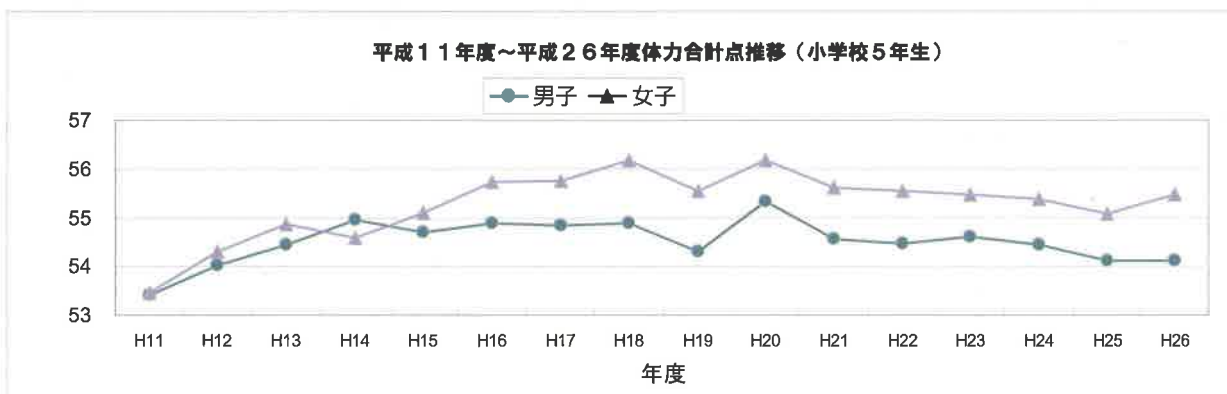
<昭和60年度と平成26年度の体力テスト（50m走）の比較（全国・長崎県）>

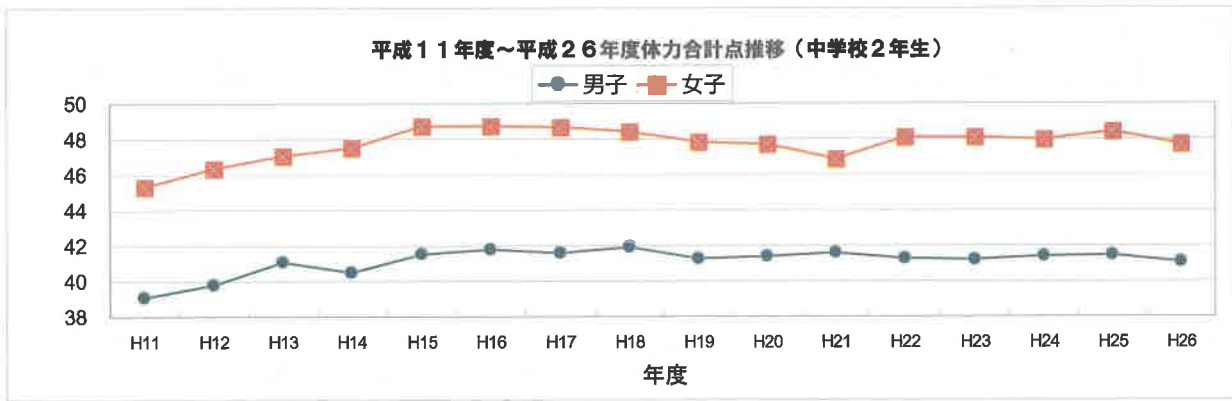


<昭和60年度と平成26年度の体力テスト（ボール投げ）の比較（全国・長崎県）>



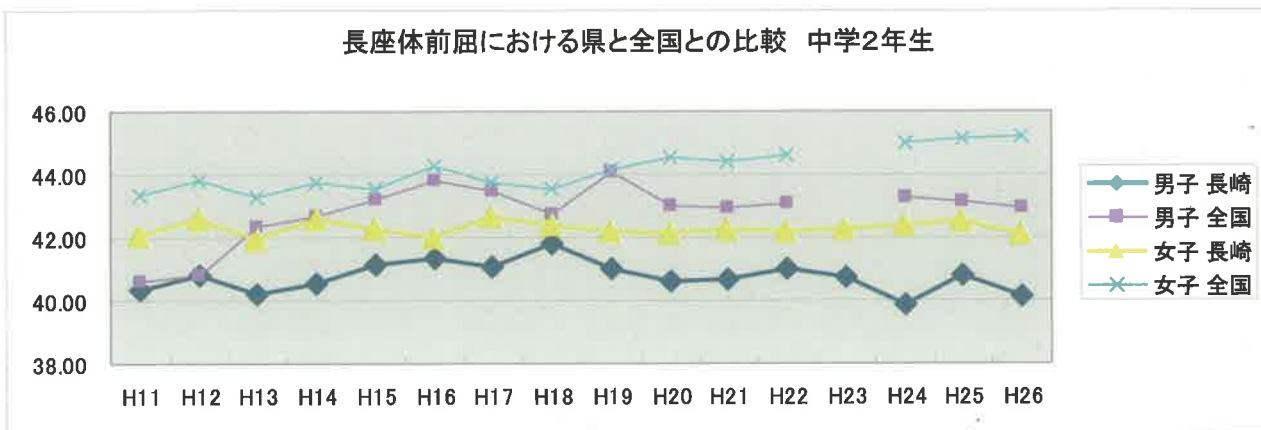
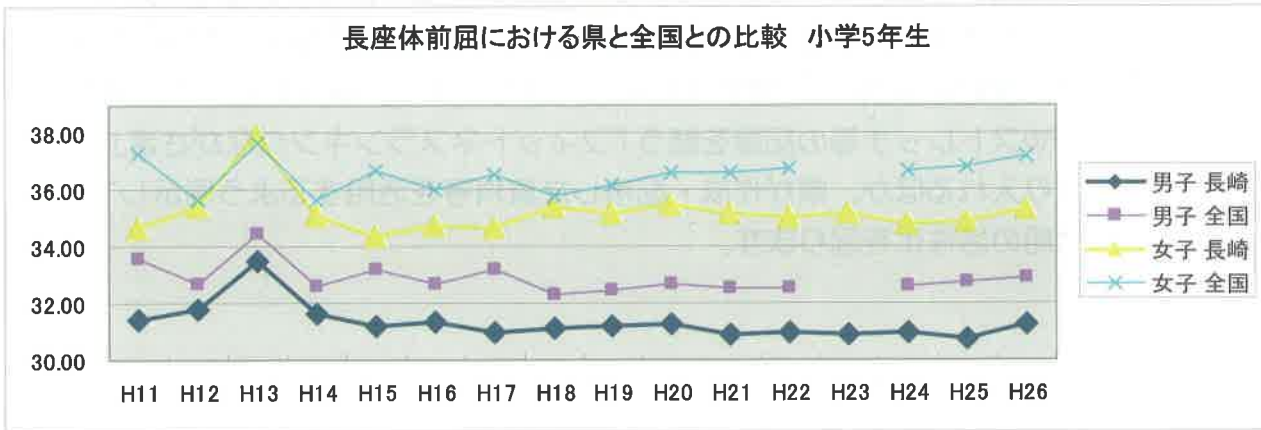
<平成11年度から平成26年度までの体力合計点の推移（長崎県）>





＜平成11年度から平成26年度までの長座体前屈の推移（全国と長崎県）＞

※ 平成23年度の全国は東北大震災のためにデータなし



【施策の方向】

児童生徒の体力の向上のために、体育・健康に関する指導体制づくりを目指します。

①指導体制の確立

- 学校教育活動全体を通じた体育・健康に関する指導の充実を図ることが大切です。そのため、日常生活において体育・健康に関する適切な活動の実践を促すとともに、保護者、地域の保健・医療関係者やスポーツ指導者との連携に取り組みます。
- 「体育授業の充実」と「運動習慣・生活習慣の改善」の2つを柱とし、各学校に「体力向上アクションプラン」の作成と実施を求め、体力向上に向けた取組のPDCAサイクル(※)の構築に取り組みます。また、プランの作成に当たっては、本県の課題である柔軟性の向上や自校の体力の課題を念頭に、「親子体力向上実践セミナー」やWEB上で長縄とびやストレッチ等の記録を競う「フィットネスランキングながさき」を取り入れるほか、県が作成・配布した資料等を活用するよう例示して、取組の活性化を図ります。

※PDCAサイクルとは、仕事をどのような過程で回す事が効率よく業務を行えるようになるかという理論のことをいいます。Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Act(改善・処置)の頭文字を取って命名されたものです。

②新体力テストの結果を基にした個を生かす指導

○本県の全児童生徒の体力・運動能力調査を通して、体力の実態を把握するとともに、児童生徒が個々の体力・運動能力の状況を理解し、主体的に体力の向上を図ることができるように、体力テスト個人票の活用に取り組みます。

○体力の向上を図る上で学校の果たす役割は極めて重要であり、体力テスト(悉皆調査^{しっかい}(※))の実施と結果分析・報告を引き続き行うとともに、体力テスト個人票の活用等で、教員・児童生徒・保護者の体力向上についての啓発に取り組みます。

③運動の場の工夫と時間の確保

○休み時間や放課後等の時間を児童生徒が有効に使い、体力の向上が図られるよう器具や遊具施設を整備し、その活用についての啓発や体力の向上を図る正しい使用法について情報を提供します。

○文部科学省からの資料提供や研究指定校の実践を基に、体育(保健体育)の時間以外での体力の向上を図る事例を紹介します。

○国庫事業を有効的に活用し、体力向上推進事業としてモデル校を中心に、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の体力向上に取り組みます。

※悉皆調査とは、調査探求しようとする事象を全体にわたって漏れなく、または重複することなく調査する方法。

(4)運動部活動の活性化

【現状と課題】

平成20年の学習指導要領の改訂において、中学校・高等学校の学習指導要領では、次のように謳われています。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

運動部活動については、少子化に伴う運動部活動数の減少、所属生徒数の減少等により、チーム競技等においては特に活動に支障をきたしています。その反面、特別支援学校においては、部員数が増加傾向にあります。また、小学校に既存する体育的な活動クラブと中学校の部活動の種目が異なり、子どもたちの部活動選択が困難な状況も見られます。

顧問教員の負担を軽減するためのスポーツ指導者の確保についても課題があり、その形態や運営についても工夫が必要です。競技によっては、運動部活動だけでなく、地域スポーツクラブなどで行われている競技もあります。特に女子の参加が困難なものもあり、参加機会などの拡充が求められています。

運動部活動だけではなく、体育・保健体育の授業等、学校の体育に関する活動においては、毎年度、重大な事故が報告されており、安全面での更なる配慮・工夫が望まれます。また、体罰根絶に向けた指導者の資質向上が求められます。

障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動については、児童生徒の教育的ニーズに応じた対応が行われていますが、部活動も児童生徒の発達の段階や特性に応じた配慮が求められています。

<長崎県における運動部活動の部数及び部員数（平成22～26年度）>

〔中学校〕

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
運動部数	1,615	1,571	1,557	1,541	1,534
運動部員数	30,749	30,178	29,543	29,288	28,059

〔高等学校(公立学校のみ)〕

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
運動部数	910	893	739	730	712
運動部員数	18,449	17,615	17,537	16,771	16,809

〔特別支援学校〕

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
運動部数	14	14	15	16	17
運動部員数	124	151	245	217	232

【施策の方向】

運動部活動の活性化のために、適正な指導体制の確立を目指します。

①適正な運動部活動の在り方

○児童生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう、児童生徒の能力・適性などに応じた技能や記録の向上を目指し、同時に、ねばり強い心と体をもち、お互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係を育てる運動部活動の推進に取り組みます。

○スポーツ障害を予防する観点から、学校や地域の実態等に応じた適切な活動時間と休養を設定することに取り組みます。

○少子化等による運動部活動への参加者の減少に伴い、運動部活動を継続することや、適切な指導者を得ることが困難になりつつあります。そのため、一つの方策として複数校運動部活動や、子どもの興味・関心に応じて多様なスポーツに親しむことができる総合運動部活動の在り方の検討に取り組みます。

②指導者の養成・確保

○児童生徒の発育・発達段階に応じたトレーニングの在り方、スポーツ障害の防止など、スポーツ医・科学に関する研修会を計画的に行うとともに、運動部活動指導者研修会を充実させて、指導力の向上を図ります。

○地域との連携を図りながら、専門性の高い民間の指導者を活用するなど指導者の確保が必要です。また、地域の医療機関の専門家と連携し、スポーツ医・科学分野の外部指導者を活用する制度の充実に取り組みます。

○障害のある児童生徒の部活動については、指導支援体制を学校、家庭、地域とその枠組みを広げ、児童生徒の発達の段階や特性に応じた支援体制の確立に取り組みます。



(5)学校体育団体の活動支援

【現状と課題】

学校体育研究団体として、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県中学校体育連盟、県学校体育研究連合会、県女子体育連盟等が存在します。それぞれの団体と連携・強化を図り、活動を支援しています。

どの団体も少子化に伴い、組織構成が縮小化しています。業務量が変わらない中で組織が縮小されているため、人的にも予算的にも厳しい状況に置かれています。

県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、県高等学校野球連盟では、主に部活動に関することを研究し、県学校体育研究連合会では、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教科に関する指導についての研究を行っています。また、県女子体育連盟では、女子保健体育科教員の資質向上を目指し、研究を行っています。

【県高等学校体育連盟】

少子化に伴う部員減少が競技専門委員の選出にまで影響を及ぼし、会費である分担金の減収や強化費の維持などが課題となっています。

【県高等学校野球連盟】

少子化に伴う部員減少は、離島地区や都市部周辺で深刻な問題となっています。県全体としては、硬式野球のできる野球場の不足や審判員の高齢化、絶対数の不足等が課題となっています。

【県中学校体育連盟】

少子化に伴う部員減少から、複数校合同チームの参加が増加していますが、練習環境の問題などがあり、運動部活動の見直しや精選が必要となっています。また、大会における施設使用料などの負担増加に伴い、大会運営費が増大し、予算確保が厳しくなっています。

【県学校体育研究連合会】

現在、事務局を高等学校が担当していますが、少子化の影響により学校規模が縮小され、保健体育科教員が減少する中で事務局員の負担が大きくなっています。また、中学校に事務局を移動する場合も同様であり、事務負担軽減のための方策を検討することが求められます。

【県女子体育連盟】

中学校においてダンスが必修となり、指導者のダンス指導力を更に高める必要性が出てきています。そのための実技講習会を実施していますが、経費や係役員不足など、その運営が困難な状況にあります。

【施策の方向】

学校体育研究団体との連携を図り、活動を支援します。

①学校体育研究団体の充実

- 小・中・高等学校一貫した研究体制の確立のため、県学校体育研究連合会や県女子体育連盟の活動の一層の充実が図られるよう支援の在り方を検討し、特に県学校体育研究連合会の今後の方向性や在り方を再考します。
- 少子化からくる部活動における問題点を明確にし、今後の望ましい部活動の在り方を検討します。
- 特別支援学校における部活動の充実のため、特別支援学校体育連盟(仮称)の設置について調査研究に取り組みます。

②学校体育団体との連携・強化

- 国体後も競技力の更なる向上を目指し、異なる校種間の連携・交流により各競技種目で一貫した指導体制を継続し、県中学校体育連盟や県高等学校体育連盟の各競技専門部及び県高等学校野球連盟が連携して指導できる体制の維持に取り組みます。
- 国体に向けた各競技の競技力の向上と県中体連・県高体連の連携強化がなされたことを評価し、強化校を中心としたジュニアスポーツ推進事業を継続します。また、県外遠征・合宿や著名な講師の招へいなどの強化事業の実施を促し、中・高体連の専門部と競技団体が連携して各種の事業ができるような体制の維持に取り組みます。

